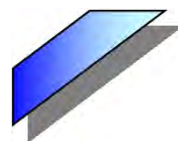




地震防災対策用資産の取得促進税制 の改正について



～緊急地震速報受信装置等の普及促進～



Cabinet Office
Director-General for
Disaster Management

内 閣 府

政策統括官
(防災担当)

令和 5 年 5 月

(注意) 本冊子の記載内容について、予告無く変更・更新する場合がありますので、ご了承下さい。

目 次

項 目	頁
<u>1. 適用を受けることができる者</u>	1
<u>2. 対象資産</u>	2
<u>3. 本税制特例の内容</u>	2
<u>4. 適用を受ける際の留意点</u>	2
<u>5. 対象事業者が管理・運営する施設等（要件1）について</u>	3
<u>6－1. 対象地域（要件2）について</u>	6
<u>6－2. 対象地域（要件2）に含まれる市町村一覧</u>	8
<u>7. 対象資産（要件3）の具体例</u>	14
<u>8. 本税制特例の関係条文</u>	17
<u>9. 参考となるホームページ</u>	18

問い合わせ先 （裏表紙）



この冊子のほか、参考資料や参照条文が内閣府防災担当のホームページで入手できます。
<http://www.bousai.go.jp/jishin/sonota/zeiseiyuuguuseido.html>

地震防災対策用資産の取得促進税制の概要

この特例措置は、大規模地震対策が必要とされる一定の地域内で、不特定多数の者が出入りする施設、危険物を取り扱う施設、一般旅客運送事業、その他地震防災上の措置が必要な施設・事業を管理・運営する個人又は法人が、地震防災対策のため一定の資産を取得した場合について、税制上の優遇措置が受けられるものです。

令和5年度税制改正において、固定資産税の課税標準の特例について適用期限が延長され、令和5年4月1日から令和8年3月31日までに取得した対象資産に適用されることとなりました。

1. 適用を受けることができる者

青色申告を行う法人又は個人事業者で、以下の要件1及び2に該当する者

(要件1) 以下のいずれかに該当する施設又は事業を管理・運営していること
(⇒詳細はp5参照)

- ① 物品販売業を営む店舗（収容人員30人以上）、飲食店（同30人以上）、病院、劇場、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設
- ② 石油類、火薬類、高圧ガス等の危険物の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- ③ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- ④ その他、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

(要件2) 当該施設の所在地又は当該事業の営業区域が、以下のいずれかのエリア内であること（⇒詳細はp7～参照）

- ① 首都直下地震緊急対策区域
- ② 南海トラフ地震防災対策推進地域
- ③ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

2. 対象資産 (⇒詳細はp 1 4 参照)

(要件3) 上記1. に該当する法人又は個人事業者が、**以下の設備（①は必須）**を取得すること

- ① **緊急地震速報受信装置**（専用の報知装置を含む。）
- ② **緊急遮断装置**（①と同時に設置される場合）
- ③ **感震装置**（①②と同時に設置される場合）

3. 本税制特例の内容

上記対象設備について、**以下の特例措置**の適用を受けることができます。申請窓口は各市町村の税務課となります。

課税標準の特例（固定資産税）

対象設備を**令和5年4月1日から令和8年3月31日までの**期間内に取得した場合に、対象設備に対して課税されることとなった年度から**3年度分**の固定資産税について、**課税標準額を3分の2に減額**することができます。

4. 適用を受ける際の留意点

- ・ 対象資産を自社で製作して設置した場合も、本特例措置の対象となります。
- ・ 固定資産税が課税されない方や納税額が発生しない方（税務署や市町村に要確認）には、本特例措置は関係ありません。
- ・ 緊急遮断装置については、緊急地震速報受信装置と同時に設置する場合は対象となります。感震装置（P波センサー）は、緊急地震速報受信装置及び緊急遮断装置と同時に設置する場合は対象となります。
- ・ 緊急地震速報受信装置と同時に設置する専用の報知装置（猶予時間や予想震度に関する情報を知らせるもの）も対象となります。

5. 対象事業者が管理・運営する施設等（要件1）について

【南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条第1号、第2号】

① 物品販売業を営む店舗（収容人員30人以上）、飲食店（同30人以上）、病院、劇場、旅館その他**不特定多数の者が出入りする施設**

(1) 下記のいずれかに該当する施設で、不特定かつ多数の者が出入りするもの

- 1 劇場、映画館、演芸場又は観覧場（収容人員30人以上）
- 2 公会堂又は集会場（収容人員30人以上）
- 3 キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの（収容人員30人以上）
- 4 遊技場又はダンスホール（収容人員30人以上）
- 5 風俗店舗（収容人員30人以上）
- 6 カラオケボックス等（収容人員30人以上）
- 7 待合、料理店その他これらに類するもの（収容人員30人以上）
- 8 飲食店（収容人員30人以上）
- 9 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（収容人員30人以上）
- 10 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの（収容人員30人以上）
- 11 病院、診療所又は助産所（収容人員30人以上）
- 12 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの（収容人員50人以上）
- 13 蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの（収容人員30人以上）
- 14 公衆浴場（収容人員50人以上）
- 15 車両の停車場又は船舶・航空機の発着場（旅客の乗降・待合の用に供する建築物に限る）（収容人員50人以上）
- 16 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（収容人員50人以上）
- 17 自動車車庫又は駐車場（収容人員50人以上）

18 上記に該当しない事業場（収容人員50人以上）

19 地下街（収容人員10人以上（社会福祉施設に供されている部分を含む場合）または30人以上（当該部分を含まない場合））、準地下街

20 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡等（収容人員50人以上）

(2) 上記1～18のいずれかの用に供されている部分を含む複合用途防火対象物
(※1) で、不特定かつ多数の者が出入りするもの

※1 「複合用途防火対象物」とは消防法上の概念ですが、おおよその意味は、複数の用途に使われている建物（例えば1階が飲食店で2階がオフィスになっているなど）のことです。

※2 「収容人員」も消防法上の概念であり、消防法施行規則第1条の3の計算方法に基づき算出します。施設ごとに計算式が異なり、従業者数や客席の椅子の数、床面積等を用いて算出します。

【南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条第3号～第8号】

② 石油類、火薬類、高圧ガス等の危険物の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設（下記1～6のいずれか）

1 危険物の規制に関する政令第37条の製造所、貯蔵所又は取扱所

2 火薬類取締法第3条の許可に係る製造所

3 高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る事業所（※3）

※3 不活性ガスのみ製造に係る事業所を除く。

4 毒劇物の製造所、貯蔵所又は取扱所（※4）

※4 貯蔵、製造、取り扱う毒物が20トン以上、劇物が200トン以上の施設に限る。

5 核関連施設（※5）

※5 製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、一部の使用施設等。

6 石油コンビナート等災害防止法第2条第6号の特定事業所

【南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条第9号～第12号】

③ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業（下記1～4のいずれか）

1 鉄道事業又は旅客運送を行う索道事業

2 軌道法第3条の特許に係る運輸事業

3 一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業

4 一般乗合旅客自動車運送事業（※6）

※6 路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。

【南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条第13号～第24号】

④ その他地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業（下記1～12のいずれか）

1 学校（※7）、専修学校、各種学校その他これらに類する施設

※7 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校

2 児童福祉施設（※8）、身体障害者社会参加支援施設、保護施設、授産施設、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、障害福祉サービス事業（※9）の用に供する施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム

※8 児童遊園を除く。なお、児童福祉施設には、保育所（保育園）等が含まれる。

※9 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。

3 鉱山

4 港湾法第2条第5項第8号の貯木場

5 人に危害を加えるおそれのある動物がいる動物園（※10）

※10 敷地面積が1万㎡以上のものに限る。

6 地方道路公社が管理する道路又は一般自動車道

7 放送事業又は委託放送事業

8 ガス事業

9 水道事業、水道用水供給事業又は専用水道

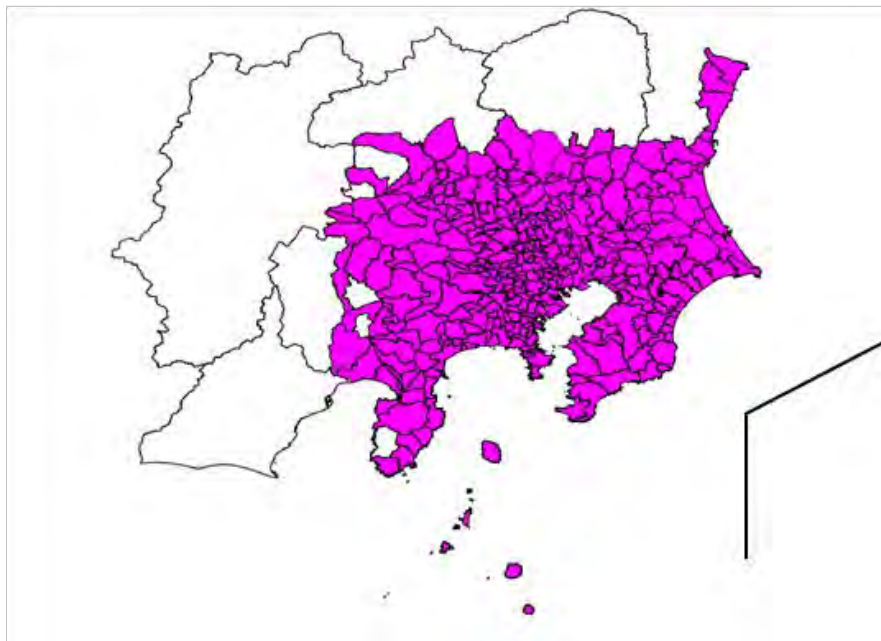
10 電気事業

11 石油パイプライン事業

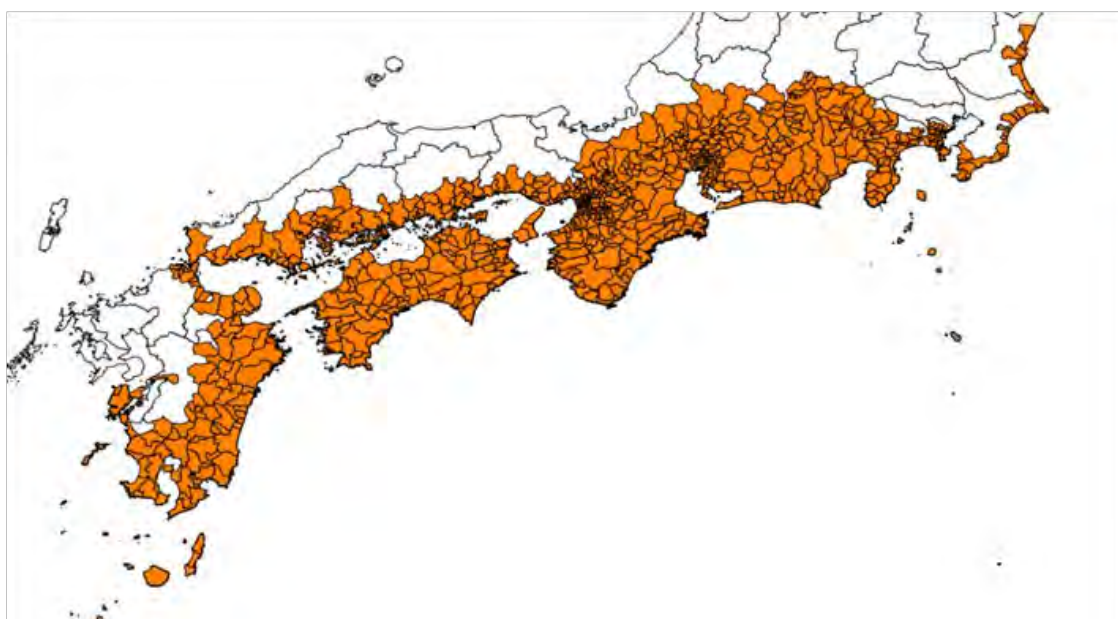
12 上記に掲げる施設又は事業に係る工場、作業場又は事業場以外の工場、作業場又は事業場で、勤務する者の数が1,000人以上のもの

7-1. 対象地域（要件2）について（色塗り部分）

首都直下地震緊急対策区域



南海トラフ地震防災対策推進地域



日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進地域



6-2. 対象地域（要件2）に含まれる市町村一覧

（令和5年5月現在）

北海道・東北

北海道

函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前郡松前町、同郡福島町、上磯郡知内町、同郡木古内町、茅部郡鹿部町、同郡森町、二世郡八雲町、山越郡長万部町、枝幸郡枝幸町、紋別郡雄武町、虻田郡豊浦町、有珠郡壮瞥町、白老郡白老町、勇払郡厚真町、虻田郡洞爺湖町、勇払郡むかわ町、沙流郡日高町、同郡平取町、新冠郡新冠町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、日高郡新ひだか町、河東郡音更町、同郡士幌町、同郡上士幌町、同郡鹿追町、上川郡新得町、同郡清水町、河西郡芽室町、同郡中札内村、同郡更別村、広尾郡大樹町、同郡広尾町、中川郡幕別町、同郡池田町、同郡豊頃町、同郡本別町、足寄郡足寄町、同郡陸別町、十勝郡浦幌町、釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町、同郡浜中町、川上郡標茶町、同郡弟子屈町、阿寒郡鶴居村、白糠郡白糠町、野付郡別海町、標津郡中標津町、同郡標津町、目梨郡羅臼町

青森県

青森市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、東津軽郡平内町、同郡今別町、同郡蓬田村、同郡外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町、同郡深浦町、北津軽郡中泊町、上北郡野辺地町、同郡七戸町、同郡六戸町、同郡横浜町、同郡東北町、同郡六ヶ所村、同郡おいらせ町、下北郡大間町、同郡東通村、同郡風間浦村、同郡佐井村、三戸郡五戸町、同郡南部町、同郡階上町

岩手県

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町

宮城県

全市町村

福島県

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、同郡国見町、同郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、同郡天栄村、耶麻郡猪苗代町、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村、同郡矢吹町、東白川郡棚倉町、同郡矢祭町、石川郡玉川村、同郡平田村、同郡浅川町、同郡古殿町、田村郡三春町、同郡小野町、双葉郡広野町、同郡楡葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町、同郡飯舘村

茨城県

水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、同郡境町、北相馬郡利根町

栃木県

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、下都賀郡野木町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町

群馬県

前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、多野郡上野村、同郡神流町、甘楽郡下仁田町、同郡甘楽町、佐波郡玉村町、邑楽郡板倉町、同郡明和町、同郡千代田町、同郡大泉町、同郡邑楽町

埼玉県

全市町村

千葉県

全市町村

東京都

全市町村

神奈川県

全市町村

山梨県

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、同郡富士川町、中巨摩郡昭和町、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、同郡丹波山村

長野県

岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、南佐久郡川上村、同郡南牧村、同郡南相木村、同郡北相木村、諏訪郡下諏訪町、同郡富士見町、同郡原村、上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、同郡飯島町、同郡南箕輪村、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡松川町、同郡高森町、

同郡阿南町、同郡 阿智村、同郡平谷村、同郡根羽村、同郡下條村、同郡売木村、同郡天龍村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村、同郡大鹿村、木曽郡上松町、同郡南木曽町、同郡大桑村、同郡 木曽町

岐阜県

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加 茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、同郡関ヶ原町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町、揖斐郡揖斐川町、同郡大野町、同郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、同郡富加町、同郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町、同郡東白川町、可児郡御嵩町

静岡県

全市町村

愛知県

全市町村

三重県

全市町村

滋賀県

全市町村

京都府

京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、同郡宇治田原町、相楽郡笠置町、同郡和束町、同郡精華町、同郡南山城町

大阪府

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、同郡田尻町、同郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町、同郡千早赤阪村

兵庫県

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡稲美町、同郡播磨町、揖保郡太子町

奈良県

全市町村

和歌山県

全市町村

岡山県

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡和気町、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町

広島県

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、同郡海田町、同郡熊野町、同郡坂町、豊田郡大崎 上島町

山口県

下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、同郡田布施町、同郡平生町

徳島県

全市町村

香川県

全市町村

愛媛県

全市町村

高知県

全市町村

福岡県

北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同郡築上町

熊本県

宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、球磨郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡あさぎり町、天草郡苓北町

大分県

大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇 佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町

宮崎県

全市町村

鹿児島県

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、 摩川内市、日置市、 曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、 始良市、鹿児島郡三島村、同郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、始良郡湧水町、 曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡錦江町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子 町、同郡南種子町、同郡屋久島町、大島郡大和村、同郡宇検村、同郡瀬戸内町、同郡龍郷 町、同郡喜界町、同郡徳之島町、同郡天城町、同郡伊仙町、同郡和泊町、同郡知名町、同 郡与論町

沖縄県

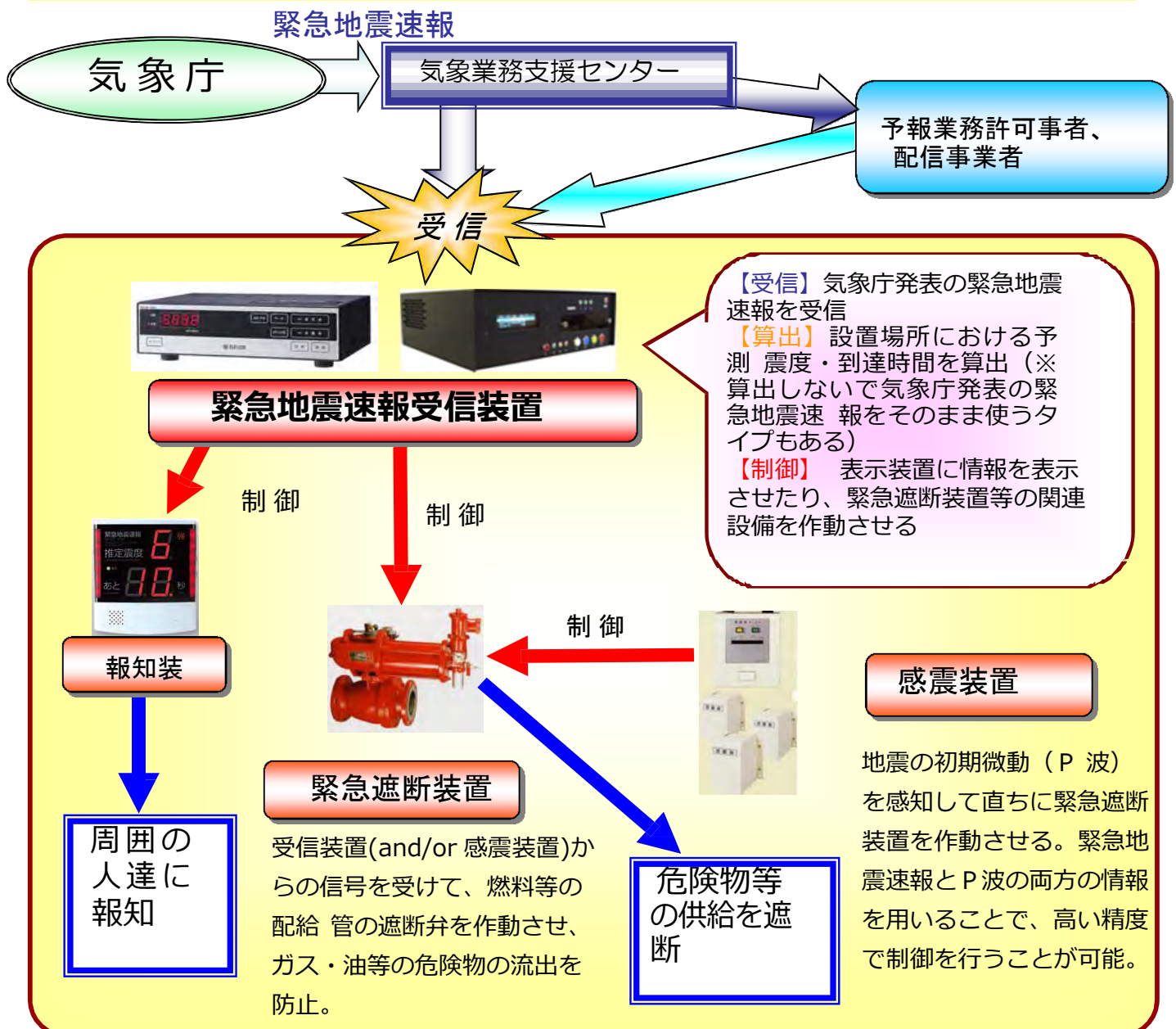
名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、同郡東村、島 尻郡与那原町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋 村、同郡八重瀬町、宮古郡多良間村

7. 対象資産（要件3）の具体例

緊急地震速報受信装置（専用の報知装置を含む）

本税制特例の対象となる「緊急地震速報受信装置」とは、気象庁発表の緊急地震速報（予報・警報）や予報業務許可事業者が提供する緊急地震速報（予報）等を受信し、それらを基に緊急遮断装置等の関連設備を自動的に制御する機能をもった装置のことをいいます（※）。

なお、対象製品の詳細については、緊急地震速報利用者協議会や各メーカーのHP等でご確認下さい。



※「緊急地震速報受信装置」とは、(1) 気象庁が提供する予報・警報を受信して関連機器を自動制御する機能、(2) 予報業務許可事業者が提供する予報を受信して関連機器を自動制御する機能、(3) 気象庁が提供する予報資料を用いて予想震度等を計算し関連機器を自動制御する機能、のいずれかの機能を有するものをいいます。

緊急遮断装置、感震装置

本特例措置の対象となる「感震装置」とは、初期微動を検知した時に、電気信号の発信や炭酸ガスの噴射等により、外部に接続されている緊急遮断装置等を作動させる装置（P 波センサー）です。

また、「緊急遮断装置」とは、地震発生時等の緊急時に遮断弁を作動させ、ガスや油等の危険物質の外部への流出を防止する装置です。

いずれも、緊急地震速報受信装置と同時に設置する場合に、本特例措置が適用されます（例えば、緊急地震速報受信装置を取得せずに緊急遮断装置のみを取得する場合は、本特例措置の対象外となりますのでご注意ください）。



感震装置と緊急遮断装



感震器システム



操作盤
(対象外)



緊急遮断装置

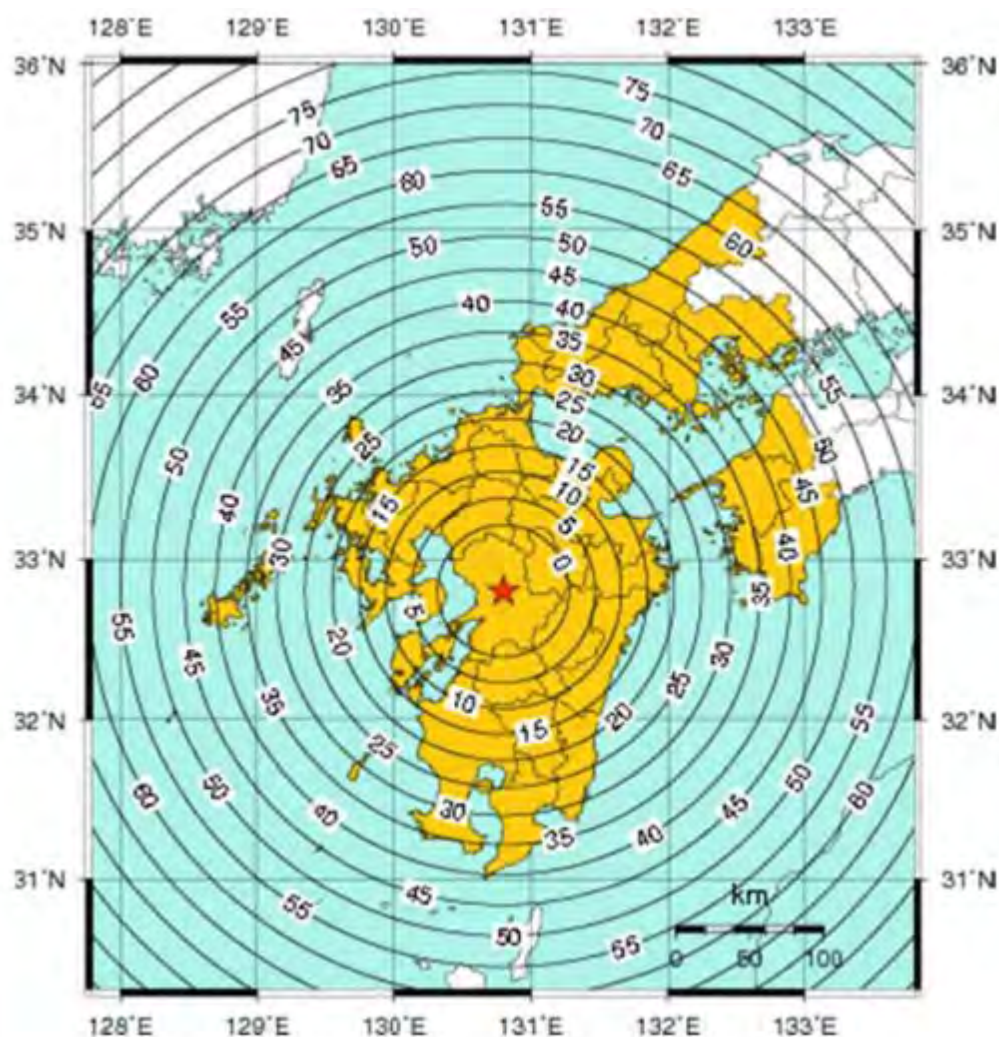
☆ p 1 4～1 5 に掲載している製品の写真等は例示であり、適用対象がこれらの製品に限定されるわけではありません。

【参考】 緊急地震速報の活用事例

平成 28 年（2016 年）熊本地震

【活用事例】

- 緊急地震速報を受信し、これに連動してエレベーターの最寄り階への停止、エレベーター内の閉じ込め防止措置等の制御
- 緊急地震速報を受信し、これに連動して放送設備による避難等と呼びかける即時放送
- 緊急地震速報を受信し、これに連動して避難を容易にするためのドアの自動解錠



【凡例】



震源



緊急地震速報(警報)を発表した地域

数字

緊急地震速報(警報)の提供から主要動(S波)到達までの秒数(猶予時間)

8. 本税制特例の関係条文

★地方税法

- ・ 附則第15条第5項
地震防災対策用資産を取得した場合の固定資産税の課税標準の特例

★地方税法施行令

- ・ 附則第11条第6項
地震防災対策用資産を取得した場合の固定資産税の課税標準の特例

★地方税法施行規則

- ・ 附則第6条第22項
地震防災対策用資産を取得した場合の固定資産税の課税標準の特例

★平成21年3月31日内閣府告示第13号

地方税法施行規則附則第6条第22項の規定に基づき内閣総理大臣が定める償却資産

10. 参考となるホームページ

☆ 各税の仕組みや申請手続き、個別案件について適用を受けられるかどうかの相談など、税制実務に関するお問い合わせにつきましては、地元市町村の税務課（固定資産税関係）にお問い合わせ下さい。

内 閣 府

- ・ 内閣府 防災担当（本特例措置について）
<http://www.bousai.go.jp/jishin/sonota/zeiseiyuuguuseido.html>
- ・ 同上（南海トラフ地震対策等について）
<http://www.bousai.go.jp/jishin/index.html>
- ・ 内閣府（内閣府関係の税制改正について）
<http://www.cao.go.jp/yosan/yosan.html>

気 象 庁

- ・ 気象庁（緊急地震速報全般について）
<http://www.data.jma.go.jp/svd/eeew/data/nc/>

税務当局

- ・ 総務省（税制改正（地方税））
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html

緊急地震速報の関係団体

- ・ 緊急地震速報利用者協議会（専用受信装置を扱う事業者について）
http://www.eewrk.org/eewrk_members-hp/eewrk-hp_katsudo-top.html
- ・ N P O 法人 リアルタイム地震情報利用協議会（R E I C）
<http://www.real-time.jp/>
- ・ (財) 気象業務支援センター
<http://www.jmbasc.or.jp/>

◆ その他便利なホームページ

- ・ 法令データ提供システム（最新の条文の入手）
<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>



Cabinet Office

Director-General for
Disaster Management

問い合わせ先

💡 **内閣府 政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）付 税制担当**

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

電話 代表 03-5253-2111 内線 51306

◇ **内閣府防災担当ホームページ（税制特例関係）**

<http://www.bousai.go.jp/jishin/sonota/zeiseiyuuguuseido.html>